

令和 2 年 6 月 2 5 日 開 会

第 7 1 5 回 む つ 市 教 育 委 員 会

< 目 次 >

議案第 1 号 　むつ市スポーツ活動連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令
（学校教育課）

議案第 2 号 　天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について　（生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について　（総務課）

< その他 >

議案第1号

むつ市スポーツ活動連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令

むつ市スポーツ活動連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令の一部を改正したので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年6月25日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

令和元年8月に青森県において「青森県文化部活動の指針」が示された事を受けて、むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会における協議内容に文化活動も含めることとし、名称変更のほか所要の改正をするものである。

むつ市スポーツ活動連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令

令和 年 月 日公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会設置要綱（平成29年むつ市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

むつ市スポーツ・文化活動連絡協議会設置要綱

第1条及び第2条中「スポーツ活動」を「スポーツ・文化活動」に改める。

第4条第3号を次のように改める。

(3) スポーツ・文化団体関係者

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>むつ市小学生スポーツ・文化活動連絡協議会</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学生の<u>スポーツ・文化活動</u>の現状及び課題を踏まえ、小学生にとって望ましい<u>スポーツ・文化活動</u>の在り方について検討するため、むつ市小学生<u>スポーツ・文化活動連絡協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、教育長に報告するものとする。</p> <p>(1) 小学生<u>スポーツ・文化活動</u>についての課題及び解決策に関すること。</p> <p>(2) 小学生<u>スポーツ・文化活動</u>に対する、学校、家庭及び地域の役割に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、小学生にとって望ましい<u>スポーツ・文化活動</u>に関すること。</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>スポーツ・文化団体関係者</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>むつ市小学生スポーツ活動連絡協議会</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学生の<u>スポーツ活動</u>の現状及び課題を踏まえ、小学生にとって望ましい<u>スポーツ活動</u>の在り方について検討するため、むつ市小学生<u>スポーツ活動連絡協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、教育長に報告するものとする。</p> <p>(1) 小学生<u>スポーツ活動</u>についての課題及び解決策に関すること。</p> <p>(2) 小学生<u>スポーツ活動</u>に対する、学校、家庭及び地域の役割に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、小学生にとって望ましい<u>スポーツ活動</u>に関すること。</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>スポーツ団体関係者</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>

議案第2号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第16号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和2年6月25日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等について、市内に生息するニホンザルの群れ28群に対し、各群2頭ずつ計56頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。

指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎 様

令和2年6月2日付け、む生産第112号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛

記

1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。



むつ市 生産第 112
令和2年 6月2日

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所 なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
近年、むつ市に生息するニホンザルの個体群の大部分は農地や集落周辺に定着状態であり、捕獲を含めた多様な対策を講じているものの、農作物被害及び人的被害・人家侵入被害等は依然として発生しているところである。
また、頭数増加に伴う、遊動域の拡大化により、今まで農地や集落周辺に出没しなかった個体群においても、近年では、人里への出没が見られ、早急な被害対策が求められている。
さらに、群れの分裂化が相次ぎ、発信器が装着されていない個体群の出没や過去に取り付けた発信器の耐久年数が経過し、発信していないものもあり、被害対策を行なうにあたって、非常に困難である。
このことから、むつ市内に生息する28群の出没状況に応じ2頭ずつ、計56頭（別紙参照）の範囲内で発信器を装着し、ニホンザルの追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等の生態の実態を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。
10. 現状変更等の内容及び実施方法
捕獲にあたっては、箱わな又は麻酔銃により行なうものとし、ニホンザルの群れを追跡しながら安全に十分配慮し、天候と場所を見計らって実施する。
この方法により、群れの出没状況に応じ、56頭の範囲内で発信器を装着して元の群れに放獣する。

1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失、若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
箱わな又は麻醉銃による捕獲については、天候及び場所を選び、安全を確認しながら実施し、ニホンザルに与える危険を極力回避する。
麻醉銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻醉薬の過剰量投与を避け、適正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。
発信器に関しては、首輪式とし、近年著しく改善され実用化されているものを使用することから天然記念物に対する影響はないものである。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 許可の日から
終 了 令和3年3月31日

1 3. 現状変更等に係わる地域の番地
青森県むつ市（別添、地形図のとおり）

1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

- ・むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡史朗
(NPO 法人ニホンザルフィールドステーション事務局長・下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島サルの調査会事務局長等・獣医師資格)
- ・むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引道彦
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課 主任・わな猟免許保持者)
- ・むつ市海老川町7-25 相内一彦
(むつ市生産者支援課畜産鳥獣グループ 主任・わな猟免許保持者)
- ・むつ市脇野沢本村216番地 榎引幸成
(むつ市生産者支援課畜産鳥獣グループ 保護管理専門員・わな猟・麻醉銃免許保持者)
- ・むつ市脇野沢渡向109-4 加藤恵哉
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢九艘泊84番地1 中島幸一
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢瀬野川目78番地5 日隅雅晃
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢桂沢153番地5 近藤 涉
(むつ市生産者支援課野猿監視人)
- ・むつ市大畑町本町80-6 福田雅之
(むつ市生産者支援課野猿監視人・わな猟免許保持者)

※ 麻醉銃に関しては、平成31年4月19日付けで青森県公安委員会から許可済人命救助等に従事する者届出済証明書は申請中。

1 5. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 むつ市生息個体群発信器リスト(令和元年度)
- 2 ニホンザル一時捕獲区域(脇野沢・川内町・大畑町・むつ)
- 3 令和元年度青森県鳥獣保護区等の位置図(抜粋)
- 4 捕獲に用いる箱わな及び麻醉銃の仕様書
- 5 捕獲した動物に装着する首輪型発信器の仕様書
- 6 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書
- 7 麻醉研究者免許証
- 8 わな猟狩猟免許状
- 9 ニホンザル捕獲記録

むつ市に生息するニホンザルの個体群・個体数発信器装着リスト（令和元年度）

◎ むつ市内の住宅地・耕作地周辺へ通年出没する群れ又は出没する恐れのある群れ

No.	地区名	群れ名	個体数	遊動域	発信器	今回取付頭数
1	脇野沢	A87-A群	72 頭	脇野沢九艘泊～蛸田～瀬野牧場	○	2頭
2		A87-B群	35 頭+ α	脇野沢細間林道周辺		2頭
3		O1-A群	35 頭+ α	脇野沢武士泊～滝山～田ノ頭	○	2頭
4		O1-B群	52 頭+ α	脇野沢武士泊～滝山周辺		2頭
5		O2-A群	43 頭+ α	脇野沢海峡ライン周辺		2頭
6		O2-B群	46 頭	脇野沢海峡ライン～滝山	○	2頭
7		A2-84A群	22 頭+ α	脇野沢寄浪～滝山～辰内	○	2頭
8		A2-84B群	22 頭	脇野沢九艘泊～田ノ頭	○	2頭
9		A2-84C群	8 頭+ α	脇野沢九艘泊～寄浪		2頭
10		川内	A2-85群	34 頭+ α	脇野沢源藤城～川内町宿野部	○
11	M2-B群		77 頭+ α	川内町畑～佐井村川目	○	2頭
12	安部城北の群れ		71 頭+ α	川内町湯野川～安部城周辺		2頭
13	和白沢の群れ		30 頭+ α	川内町和白沢～安部城沢周辺		2頭
14	男川の群れ		27 頭+ α	川内町蛸崎男川中流～宿野部金八沢周辺		2頭
15	大畑	I2-A1群	10 頭+ α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道		2頭
16		I2-A2群	4 頭+ α	大畑町釣屋浜～大畑町湯坂下		2頭
17		I3-A群	76 頭+ α	大畑町大畑川西股沢林道周辺		2頭
18		Ka群	58 頭+ α	大畑町大畑川二階滝橋周辺		2頭
19		Ko1群	40 頭+ α	大畑町奥薬研～ゴネ沢周辺		2頭
20		Ko2群	82 頭+ α	大畑町薬研～湯坂下～関根橋～烏沢	○	2頭
21		三太郎川の群れ	30 頭+ α	大畑町大畑川三太郎川・大畑林道周辺		2頭
22		上狄川の群れ	28 頭+ α	大畑町大畑川上狄川周辺		2頭
23		M2-A2群	29 頭+ α	大畑町大畑川仁助沢林道周辺		2頭
24		M2-A3群	77 頭+ α	大畑町大畑川弥一郎林道周辺		2頭
25		階子沢の群れ	27 頭+ α	大畑町大畑川鍋滝林道・階子沢周辺		2頭
26		囲沢の群れ	33 頭+ α	大畑町大畑川鍋滝林道・囲沢入口北周辺		2頭
27		むつ	S群	84 頭+ α	関根新田～大畑町小目名沢周辺	○
28	恐山の群れ		63 頭+ α	恐山周辺～栗山林道		2頭
					合計	56頭

合計	28 群	1,262 頭+ α	平成30年度 29群1,211頭+ α
----	------	-------------------	-------------------------------

調査機関：青森県

2020年1月末 現在

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 時系列及び現状（前回報告後から）

6月15日（月）むつ市学生等緊急支援事業に係る通知発送及び受付開始

2. むつ市学生等緊急支援事業

6月15日（月）むつ市学生等緊急支援事業受付事務開始。

給付対象者へは、保護者宛てに特定記録郵便にて申請書等を発送。

貸与対象者へは、同日市役所ホームページにおいて必要情報の掲載及び教育委員会総務課、各公民館において必要書類の配布、受付を開始。

第1回目の振込は7月31日（金）を予定。

3. 参考資料

○発送文書

コロナ関連の発送文書はなし。